



未来に 伝えよう 文化財

文化財は、地域の歴史や文化、そして自然を物語る私たち共有の財産です。

今回は、文化財の種類とその保護の仕組みを紹介します。



文化財には

どんなものがあるの？

文化財保護法に定められた文化財には、次のような種類があります。

❖ 有形文化財

建築物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料といった有形の人間が作り出したものです。建築物とそれ以外の美術工芸品に大別されています。



白隠禅師の「だるま」
(市有形文化財)



崇禅寺総門(市有形文化財)

❖ 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術など無形の人間の「わざ」。この「わざ」を体得した個人や団体によって具体的な形となって私たちの目に見えてきます。



白磁・彩磁の技法
(市無形文化財・塚本司郎さん)

※ 民俗文化財

衣食住・生業・なまひ信仰・年中行事に関する風俗や習慣、民俗芸能、民俗技術など無形のもの、これらに用いられる衣服・器具・家屋など有形のものがあります。



八幡神社の流鏝馬（市無形民俗文化財）

※ 文化的景観

地域社会における人々の生活や生業、その土地の風土により形成された景観地です。平成17年4月1日の文化財保護法の一部改正により導入された新しい文化財の概念で、具体的には柵田の風景があります。

※ 伝統的建造物群

周囲の景観と一体となり歴史的風致を形成している伝統的な建造物群です。この近辺では恵那市岩村町本通り、南木曾町妻籠宿が該当します。

※ 記念物

古墳・城跡・集落跡・窠跡などの遺跡、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳などの名勝地、動物・植物・地質鉱物があります。それぞれ史跡、名勝、天然記念物に区分しています。



乙塚古墳附段尻巻古墳（国史跡）



湿地帯植物(市天然記念物・サギソウ)

そのほか、土地に埋蔵された文化財（埋蔵文化財）や、文化財の保存・修復に必要な伝統的な技術や技法（文化財の保存技術）も保護の対象となっています。

文化財を

どうやって保護しているの？

国は、文化財のうち特に価値の高いものを重要文化財や史跡名勝天然記念物などに指定または登録することで、重点的に保護しています。

文化財に「指定」されると、その価値を損なう行為が強く制限されます。例えば、土岐市にある国指定史跡「乙塚古墳附段尻巻古墳」の発掘調査を計画した場合、事前にその目的と具体的な内容を記した「現状変更許可申請書」を国（文化庁）に提出し、その許可を得なければなりません。その際、古墳の造られ方を調べようと墳丘の大半を削ったり、石室を解体しようとする計画を提出しても許可はされません。

また文化財の「登録」は、指定と比較すると、緩やかな保護措置（届け出制と指導・助言などを基本とする規制）が取られます。

そのほか、岐阜県や土岐市でも文化財保護条例を制定しており、地域で価値の高い文化財を選択し指定することで、その保存を県（市）民に義務付けて保護を図っています。

埋蔵文化財は、地下に埋没しているため、発掘しなければその価値を評価できません。そのため、ほかの文化財とは異なった保護措置が取られます。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事などの開発事業を行う場合には事前の届け出を、また新たに遺跡を発見した場合にも届け出を都道府県（政令指定都市）の教育委員会を行うよう定めています。土木工事などの開発事業の届け出があった場合、都道府県（政令指定都市）の教育委員会が、その取り扱い方法を決めます。そして、どうしても遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残すことで、保存の代替措置とします。

長い歴史の中で生まれ、先人達が残してくれた文化財。今度は私たちの手で未来の子どもたちに伝えていきたいものです。



えんてい
浦山第2砂防堰堤(国登録文化財)

詳しくは、文化振興課（内線556）へどうぞ。